

羽曳野労働基準監督署発表
令和8年3月26日

【照会先】
羽曳野労働基準監督署
電話
072-942-1308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(いわゆる労災隠しの疑い)

令和8年3月26日、羽曳野労働基準監督署（署長 なかむら なおき 中村 直樹）は、株式会社クリフ、同社取締役、同社顧問及び現場作業所長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- 株式会社クリフ（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府富田林市桜ヶ丘町
事業内容 土木・建築工事業
- 同社取締役A（以下「被疑者A」という。）
- 同社顧問B（以下「被疑者B」という。）
- 現場作業所長C（以下「被疑者C」という。）

2 違反条文等

- 被疑会社、被疑者A
労働安全衛生法違反
同法第100条第1項
労働安全衛生規則第97条第1項
同法第120条第5号（罰則）
同法第122条（両罰）
刑法第60条（共犯）（被疑者Aのみ）

(2) 被疑者B

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項

労働安全衛生規則第97条第1項

同法第120条第5号(罰則)

刑法第60条(共犯)

(3) 被疑者C

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項

労働安全衛生規則第97条第1項

同法第120条第5号(罰則)

刑法第60条(共犯)

刑法第65条第1項(共犯)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の業務全般を統括し、官公庁に対する各種報告・届出等の業務を統括管理する者ですが、令和7年8月5日、大阪府八尾市久宝園に現場事務所を置く近畿自動車道高架橋の耐震補強工事現場において、同社の労働者Dが足場の組立て作業中に同足場から墜落し、肩を骨折する負傷を負ったにも関わらず、当該災害について、被疑者B及び被疑者Cと共謀の上、被疑会社の関係会社敷地内で負傷した旨虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を同年8月26日に当署へ提出した疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 被疑会社は、上記工事現場の二次下請事業者です。
- (2) 被疑者Cは、上記工事現場を施工する元請事業者の作業所長です。
- (3) 建設現場において休業を要する労働災害が発生した場合には、現場所在地を管轄する労働基準監督署に対して、労働者死傷病報告を提出する必要があります。
- (4) 労働者死傷病報告を故意に提出しないこと、又は虚偽の内容を報告することを「労災隠し」と呼んでおり、本件は後者に該当します。
- (5) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文（抜粋）

労働安全衛生法

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）

二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三 常時使用する労働者の数

四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称

五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称

六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害

等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかを別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号

八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位

九 休業見込期間又は死亡日時

十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合は、その国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 (略)

労働安全衛生規則（附則）令和6年3月18日付け厚生労働省令第45号

第三条 事業者は、当分の間、第五条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

刑法

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。